

## 売買契約書

売主 株式会社(以下、「甲」という)と買主 × × 株式会社(以下「乙」という)は、物品の売買に関し、次の通り契約する。

### 第1条【売買の目的】

甲は、その所有する下記の物品(以下、「本件物件」という)を乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。目的となる物品は次の通りとする。

品名	
品番	-
数量	個

コメント【大澤一郎1】: 売買契約の場合、何が売買の目的物になっているかどうかを明確に特定しましょう。

### 第2条【引渡し】

本件物件の引渡しは、平成 年 月 日限り、乙の本社営業所においてなすものとする。

コメント【大澤一郎2】: 引渡の場所が買主の所在地なのか、売主の所在地なのか、それとも、第三者の所在地なのかを明らかにしておきましょう。

### 第3条【単価および売買代金】

本件物件の単価は金 円とする。

売買代金は、総額金 円とし、平成 年 月 日限り、前条の引渡しと同時に支払うものとする。

コメント【大澤一郎3】: 代金支払時期と商品の引渡時期は法律上同時にすることが規定されています(同時履行の抗弁権)。代金の支払時期が後の場合には、その旨を契約書に記載しましょう。

### 第4条【不可抗力】

天災地変その他甲乙双方の責めに帰すべからざる事由により本契約の全部又は一部が履行不能になったときは、本契約はその部分について、当然効力を失う。

### 第5条【契約解除】

当事者の一方が本契約の条項に違反したときは、他の当事者は何らの催告もせず本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

コメント【大澤一郎4】: どのような場合に契約を解除できるのかを明確にしましょう。例えば、当事者の一方が破産・銀行取引停止処分を受けた場合等です。

### 第6条【所有権留保】

乙が代金の支払いを完了するまでは、本件物件は甲の所有に属するものとする。

コメント【大澤一郎5】: 商品の所有権がいづれどちらにあるかを決めておくことは重要です。

第7条【危険負担】

本件物件の引渡し完了した後、乙の検査期間を 日間とし、この期間満了前に生じた物品の滅失、毀損変質その他一切の損害は、乙の責めに帰すべき場合および乙の検査に合格し、または乙が異議をとどめず受領したものにかかるものを除き、甲の負担とし、上記の期間満了後に生じたこれらの損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き乙の負担にする。

第8条【合意管轄】

本契約より生じる権利義務に関連する訴訟については、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

コメント【大澤一郎6】: 裁判になった際、どこの裁判所で手続きをすることとなるかどうか事前に決めておいた方が、裁判にかかる時間・コストを節約することができます。

第9条【協議】

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、売買契約の成立を証するため、本契約書を二通作成し、各自記名捺印の上、各一通を保有する。

コメント【大澤一郎7】: 会社の取引の場合、社長が署名・押印するのであれば問題がありませんが、社員が署名・押印するような場合には、社員が会社を代表する権限を本当に持っているのかが確認しておいた方がいいでしょう。

平成 年 月 日

売主(甲)

住所

氏名

印

買主(乙)

住所

氏名

印